

## 所得税などの確定申告のお知らせ

平成 29 年分所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けが 2 月 16 日(金)から始まります。(還付申告の受け付けは、1 月 4 日(木)から)

贈与税の申告の受け付けは、2 月 1 日(木)から始まります。

所得税など・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは 3 月 15 日(木)、消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは 4 月 2 日(月)までです。

申告書は、前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出してください。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

### ○申告時に必要なもの

源泉徴収票、前年中(平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日)に支払った国民健康保険税・介護保険料・生命保険料などの領収書または控除証明書、印鑑、銀行名および本店または郵便局の口座が分かるもの、マイナンバーと本人確認書類(運転免許証など)

## 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)

健康の維持増進および疾病の予防として、健康診査、予防接種、がん検診などの取り組みを受けた方が「スイッチ OTC 医薬品(右下の識別マークのある医薬品)」を購入した場合、その購入費用が 1 万 2,000 円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が 8 万 8,000 円を超える場合は、8 万 8,000 円が限度)について、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

(セルフメディケーション税制を選択した場合は、通常の医療費控除の適用は受けられません)

### ○必要な書類など

・健康診断などをしっかり受けている人が所得控除を受けられるようになる制度ですので、健康診断などの証明書類(例:健康診断などの結果通知表(勤務先名称またはご加入

## 医療費控除の提出書類が 簡略化されます

従来、確定申告で医療費控除の適用を受けるときは、医療費の領収書を添付していましたが、平成 29 年分の確定申告から、領収書の添付に代わり「医療費控除の明細書」に医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載して提出することで、領収書の添付が不要となります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、医療費控除の明細書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると明細書の記入を省略できます。

※医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

### ○問合せ

・北見税務署個人課税第 1 部門 (☎ 23-7151)  
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>  
電子申告・納税システム e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

の医療保険者の名称が記載されたもの)、予防接種の領収書または接種済証など)・セルフメディケーション税制の明細書(通常の「医療費控除の明細書」とは異なります。)  
※健康診断などの費用、予防接種などの費用は控除対象となりませんのでご注意ください。また、医薬品購入費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)  
詳しくは、町民課町民税係または北見税務署(☎ 23-7151)にお問い合わせください。



■問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193 役場 1 階 窓口 1 番)

## 第 6 次訓子府町総合計画

# 『ちよつといいね!』がたくさんあるまち くんねっぴ

シリーズ⑧～「みんなの力で」暮らしやすいまちづくり～

### 1. まちづくり活動

- ①町ホームページや広報紙を通じて積極的に行政情報を提供するとともに、車庫トークや夜間町長室など、まちづくりに参加できる機会の充実により、住民のまちづくりへの参加を促進します。
- ②地域担当職員の配置などにより住民と行政の協働のまちづくりを推進するとともに、各種支援制度などにより、まちづくりの担い手の育成を推進します。



### 2. コミュニティ

地域におけるコミュニティ活動や地域活動の拠点施設、設備などの整備を支援し、住民の自治意識の醸成を図るとともに、老人クラブやボランティア団体など地域のさまざまな団体の活動を支援します。

### 3. 男女共同参画

- ①広報紙などを活用して男女共同参画の啓発活動の推進を図るとともに、女性交流会や男女が共に参加できる学習機会の充実、政策形成の場における女性の積極的な登用に努めます。
- ②男女が共に働きやすい環境づくりをめざして、企業や団体などに対し広報・啓発活動を推進するとともに、認定こども園における保育サービスなどの子育て支援や介護・福祉サービスなどの充実を図ります。

### 4. 地域間交流

- ①姉妹まち・津野町との間で人的交流をはじめ、地域特産品を通じた産業交流や伝統行事を通じた文化交流など、さまざまな交流を推進します。
- ②全国の共通の目的を持った自治体との交流や全国各地にいる本町出身者との交流のほか、町外からの各種視察研修の受け入れなど、さまざまな地域間交流の推進により郷土の特性を再認識するとともに、地域の個性の確立や地域活性化につなげます。



### 5. 行政

- ①行政サービスの提供にあたっては、行政ニーズの変化に応じた組織体制の見直しや事務事業の効率化のほか、民間活力の導入を検討するなど効率的で効果的な行政運営体制の確立を図るとともに、計画に基づいた公共施設の有効活用や ICT を活用した行政の情報化を推進します。
- ②計画的な職員採用に努めるとともに、各種研修や交流、人事評価制度などを通じ、自治体職員としての力(マンパワー)の養成を行うことにより職員力の向上を図ります。
- ③広域的な行政課題に対応して住民サービスの向上を図るため、近隣自治体との連携を深め、事務処理の共同化などにより効率的な広域行政の推進に努めます。

### 6. 財政

- ①遊休資産の売却やふるさとおもしろい寄付事業の推進など自主財源を確保するとともに、国や北海道の補助金などの有効活用、地方債の適正管理に努めます。
- ②経常経費の縮減や投資的経費の平準化、基金の有効活用のほか、事務事業の見直しを徹底するなど、コスト意識を持って効率的・長期的な財政運営の健全化に努めます。

第 6 次訓子府町総合計画における施策の内容を 6 月号からシリーズで紹介してきましたが、今回で最後となりました。町の将来像『ちよつといいね!』がたくさんあるまち くんねっぴの実現に向けて各種施策に取り組み、住民一人一人が「住んでいて良かった」と思えるまちづくりをめざしていきます。